

霧島市事業継続支援給付金

【宴会場等設置事業者緊急支援型】

申請要領

霧島市商工観光部 商工振興課

**「事業継続支援給付金」を
装った詐欺にご注意ください。**

1 霧島市事業継続支援給付金（宴会場等設置事業者緊急支援型）について

新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う本県への「まん延防止等重点措置」の適用による外出自粛や営業時間短縮要請により、大人数での宴会等の実施が見送られるなど、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている宴会場等を有する市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、霧島市が交付する給付金です。

2 定義

(1) 宴会場等

宴会やパーティ等に使用する個室宴会場（その会場内において、可動式壁や衝立、襖、パーテーション等を撤去して宴会時に使用できる会場を含み、最終的に、既設の仕切等で一つの空間として囲うことのできる会場）をいいます。

ただし、宴会のために一体として利用できないカウンター・小上がり、厨房、廊下、トイレ等は含みません。

(2) 宴会場等設置事業者

法人（市内に事業所等を有するものに限る。以下同じ。）及び個人事業者（全ての収入（一時的収入等を除く。）の2分の1以上が当該事業活動による収入である者（令和3年2月1日時点において市内に事業所を有する者又は事業所を有しない者で令和3年2月1日時点において本市の住民基本台帳に記録されている者）。以下同じ。）で、事業を行う施設内に70平方メートル以上、かつ、50人以上収容できる宴会場等を有する事業者をいいます。

3 対象者

- (1) 宴会場等設置事業者で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は は出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

※ 個人事業者については、全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち市内に事業所を有しないものは令和3年2月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

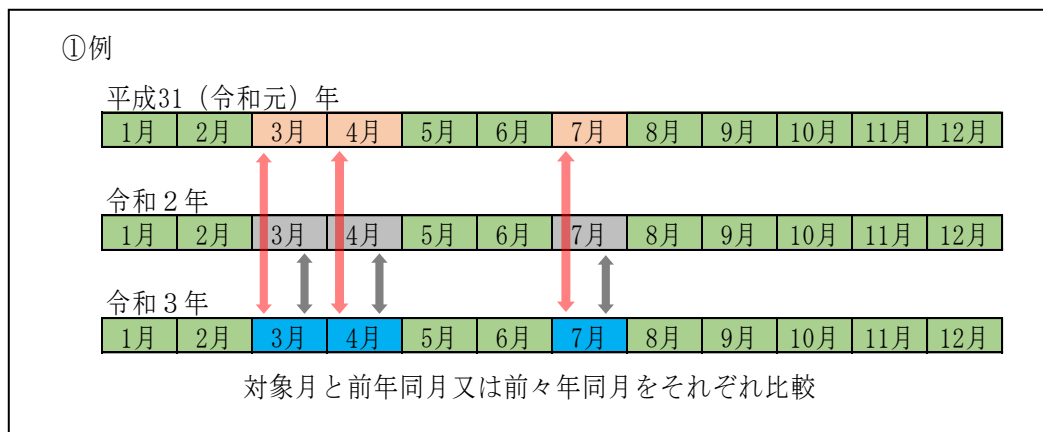
- (2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合
- (3) 霧島市事業継続支援給付金（第4期）の給付を受けた事業者を除く。

4 要件

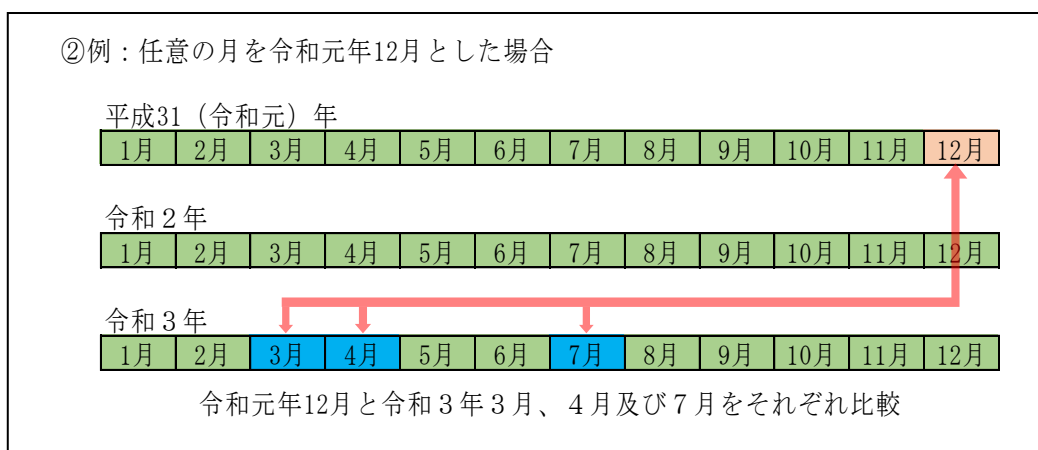
以下の(1)～(9)全てを満たすもの

- (1) 令和3年2月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。

ア 平成31年3月1日以前から引き続き市内で事業を継続している場合は、令和3年3月、令和3年4月又は令和3年7月（以下「対象月」という。）のいずれかの月の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して、70%以上減少していること。



イ 平成 31 年 3 月 2 日から令和 3 年 2 月 1 日の間に事業を開始している場合は、対象月の売上が、平成 31 年 3 月から令和 3 年 2 月までの間の任意の 1 か月の売上と比較して、70%以上減少していること。



- (3) 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例(昭和 38 年条例第 23 号)の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 令和元（平成 31）年又は令和2年に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

5 給付額

令和3年3月、4月又は7月の売上が前年又は前々年同月等と比較して70%以上減少している月ごとに **20万円**（1事業者最大60万円）

6 申請

法人や個人事業者ごとに申請してください。

(1) 申請期限

令和 **3年12月3日(金)** ※消印有効

(2) 申請方法

原則として **郵送**

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課 「事業継続支援給付金」担当 宛

7 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。



②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。



③交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の送付



④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市事業支援」

現金での支給はできません。

「キリシマジギョウエン」

申請書類に不備が無い場合、受付日から 20 日間程度で給付します。

(ただし、連休前後は通常より時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。)

8 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話 : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 6 0 3

F A X : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 5 2 8

メール : shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L : <https://www.city-kirishima.jp>

受付時間 : 土日・祝日を除く午前 8 時 15 分～午後 5 時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市 事業継続支援給付金

検索 